

## 受動喫煙防止対策の推進について

受動喫煙防止対策については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えている中で、本年 7 月に健康増進法が改正され、取組が強化された。

改正法では、喫煙をすることができる場所が設置されている飲食店等には、喫煙可能であることを店頭に掲示する義務を課しているが、禁煙の飲食店等には、「禁煙」標識の掲示については規定されておらず、利用者にとって、分かりにくい状況となることが懸念される。

また、現在、国が検討している改正法に基づく標識（施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲げる標識）の様式については、多様な外国人旅行者が訪日することから、多言語対応する必要がある。

そこで、国内外の利用者が、飲食店等の受動喫煙防止に関する対応状況を容易に判別し、自らの意思で受動喫煙を避けることができるようにするため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 飲食店等における「禁煙」標識の掲示について、国の責任において必要な措置を講ずること。
- 2 改正法に基づく標識の様式について、外国人にも分かりやすい多言語対応とすること。

平成 30 年 11 月 21 日

厚生労働大臣 根 本 匠 様

九都県市首脳会議

座 長 さいたま市長

清 水 勇 人

埼 玉 県 知 事

上 田 清 司

千 葉 県 知 事

森 田 健 作

東京都知事

小池百合子

神奈川県知事

黒岩祐治

横浜市長

林文子

川崎市市長

福田紀彦

千葉市長

熊谷俊人

相模原市長

加山俊夫